

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	高齢者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、高齢者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者福祉に関する事務
②事務の概要	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ○老人福祉法第十条の四又は第十一条の福祉の措置の実施に関する事務 ○老人福祉法第二十一条の費用の支弁又は同法第二十八条第一項の費用の徴収に関する事務 ○老人福祉法第三十六条の調査等の求めに関する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム(高齢者福祉)・介護保険システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢者福祉関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第61の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表86、87の項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>申請者からの根拠書類提出により必要情報の確認ができることから、これまで本業務においてマイナンバー利用事務の実施(人手を介在させる作業の実施)はないが、今後事務の実施が必要となった際は、以下のようにリスク対策を行う。</p> <p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底し、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守する。また、必ず複数人での確認を行うこととする。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員は、取扱研修を受講している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康づくり室	健康福祉部長寿健康課	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長	健康福祉部長寿健康づくり室長 小森達也	長寿健康課長	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 7. 特手個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部長寿健康づくり室 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3316	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	事後	
平成30年6月22日	I-1-③システムの名称	障がい者システム(高齢者福祉)、介護保険システム、中間サーバー	障がい者福祉システム(高齢者福祉)・介護保険システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバー・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	IVリスク対策	-	項目追加による記載	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年6月4日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の61、62の項	番号法第19条第8号 別表第二の61、62の項	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部長寿健康課	健康福祉部地域福祉課	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿健康課長	地域福祉課長	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 7. 特手個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年6月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部長寿健康課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	健康福祉部地域福祉課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3312	事後	
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日 時点	2022/5/1	事後	
令和4年6月6日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月1日 時点	2022/5/1	事後	
令和5年7月12日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月1日 時点	2023/5/1	事後	
令和5年7月12日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月1日 時点	2023/5/1	事後	
令和6年7月10日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年5月1日 時点	2024/6/1	事後	
令和6年7月10日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年5月1日 時点	2024/6/1	事後	
令和7年6月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	-	適切な内容に修正した。	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	老人福祉法第十条の四、第三十六条を追加。その他適切な内容に修正した。	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の41の項	番号法第9条第1項 別表第61の項	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の61、62の項	表86、87 その他適切な内容に修正した。	事後	
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年5月1日 時点	令和7年5月1日 時点	事後	
令和7年6月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		様式変更に伴う新規記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IPリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴う新規記載	事後	